

9 判断能力が十分でない家族を保護する制度を知りたいのですが。

認知症、知的障害や精神障害等のため、判断能力が十分でない方を保護するための「成年後見制度」や福祉サービスの利用援助などを行う「日常生活自立支援事業」があります。

| 事業 | 内容 | 対象者 |
|------------|--|-------------------------------|
| 成年後見制度 | <p>○認知症、知的障害、精神障害のある方など判断能力が不十分な方々を保護するために、財産管理、介護や施設入退所などの契約・遺産分割の支援を要する場合、悪徳商法等の被害に遭うおそれなどの場合に家庭裁判所で決められた後見人等が本人を保護・援助する法定後見制度があります。後見人等は、障害者本人や親族等の申立てによって家庭裁判所が選びます。</p> <p>○今後自分の判断能力が不十分になった場合に備えて、任意後見人に頼みたい方との間で契約を結ぶ任意後見制度もあります。</p> <p><問い合わせ先></p> <p>○法定後見制度・・・名古屋家庭裁判所（本庁又は支部）</p> <p>○任意後見制度・・・各公証人役場</p> <p>○成年後見制度に関すること・・・各成年後見センター</p> | <p>○知的障害者</p> <p>○精神障害者など</p> |
| 日常生活自立支援事業 | <p>判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助や、それに伴う日常的な金銭管理を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう支援します。</p> <p>○実際にサービスを受ける場合には、利用料が必要です。</p> <p><問い合わせ先> 市町村社会福祉協議会</p> | <p>○知的障害者</p> <p>○精神障害者など</p> |

